

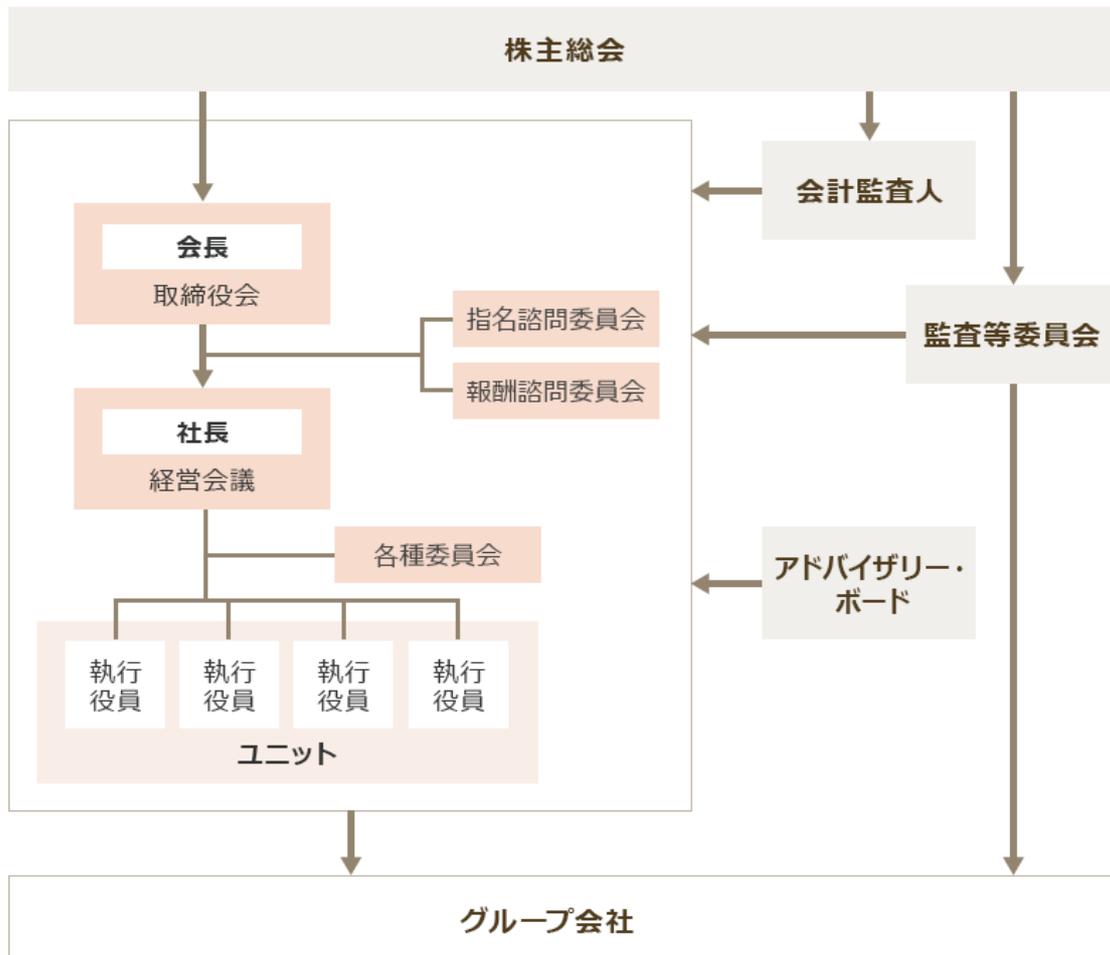
コーポレートガバナンスの基本的な考え方

第一生命グループは、お客さま、株主、社会、従業員等のマルチステークホルダーからの負託に応え、その持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、経営の監督と業務執行のバランスを取りつつ、透明・公平かつ迅速・果断な意思決定を行うことを目的として、「コーポレートガバナンス基本方針」の定めるところにより、コーポレートガバナンス体制を構築します。

- ＜ コーポレートガバナンス基本方針（141KB） [PDF](#)
- ＜ コーポレートガバナンス報告書（425KB） [PDF](#)

コーポレートガバナンス体制

経営管理体制



業務執行について

取締役会

第一生命ホールディングスは取締役会において第一生命グループの重要な意思決定、および業務執行の監督を行っています。経営管理機能の一層の強化を図るため、業務執行から独立した立場である社外取締役を、原則として取締役の3分の1以上選任しています。なお、取締役会は原則毎月開催し、必要に応じて臨時に開催することとしています。

また、経営の透明性を一層高めるために、取締役会の任意の諮問委員会として、会長、社長および社外委員で構成される指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置しています。指名諮問委員会においては、取締役選任候補者の適格性を確認し、取締役・執行役員の選任および解任について審議するとともに、当社が定める社外取締役の独立性基準に基づく独立性の確認を行っています。

報酬諮問委員会においては、取締役、執行役員の役員報酬制度などについて審議しています。

さらに、外部環境の変化を踏まえた経営事項全般に関して、中長期的な視点にもとづき、幅広い視点・テーマについて直接助言を得ることにより、ガバナンスの更なる強化・充実と当社企業価値の向上をより一層図ることなどを目的とし、任意の組織として、企業経営者・有識者から構成される「アドバイザリー・ボード」を設置しています。

取締役の人数	18名 うち監査等委員である取締役5名 (2016年10月1日時点)
社外取締役の人数	6名 うち監査等委員である取締役3名 (2016年10月1日時点)
取締役会の開催回数	19回 (2015年度)

> [取締役一覧はこちら](#)

取締役会の自己評価

当社取締役会は、意思決定の有効性・実効性を担保するために、毎年、自己評価等の方法により、会議運営の効率性および決議の有効性・実効性について分析を行い、その結果の概要を開示することとしております。

2015年度につきましては、第一生命保険株式会社（現第一生命ホールディングス）の取締役会の出席メンバーである取締役・監査役（議長である会長および執行の最高責任者である社長を除く）に対し、主として取締役会の運営および議論の内容について、第三者評価を交えた「自己評価アンケート」を実施いたしました。

2015年度の評価結果につきましては、添付ファイルをご参照ください。

取締役会の実効性向上の観点から、取締役会の運営および議論のさらなる充実に向け、アンケートの継続実施など、PDCAをまわし改善を続けていきます。

> [2015年度当社取締役会の実効性に関する自己評価結果（概要）](#)（214KB） [PDF](#)

業務執行

当社では、意思決定・監督と業務執行を分離し機能強化を図るため、執行役員制度を導入しています。執行役員は取締役会決議によって選任され、取締役会の決議により定められた分担に従い、業務を執行します。社長および社長の指名する執行役員で構成する経営会議を原則月2回開催し、経営上の重要事項および重要な業務の執行の審議を行っています。

監査等委員会

監査等委員会は、取締役の職務の執行（子会社等の経営管理その他の業務）について、実効性の確認および評価を行い、適法性・妥当性の監査を行います。

実効性の確認および評価等に必要な情報を収集するため、内部監査・内部統制部門に対する報告の指示、重要な会議への参加、役員・従業員への意見聴取、重要な書類の閲覧等を行います。

また、監査等委員は、指名諮問委員会および報酬諮問委員会に参加する等、取締役の指名および報酬等に関して、意見を形成し、述べることを通じて、取締役会の監督機能を担います。

なお、監査等委員会の職務の遂行に必要な事務局機能を担う使用人を「監査等委員会室」に配置し、当該使用人の人事異動および評価等に関しては、監査等委員会と協議する等、取締役からの独立性を確保しています。

監査等委員の人数	5名 (2016年10月1日現在)
社外監査等委員の人数	3名 (2016年10月1日現在)
監査役会の開催回数	16回 (2015年度)

社外取締役の選任理由・活動状況

役職	氏名	選任理由	2015年度活動状況
社外取締役	船橋 晴雄	長年に亘る行政機関における経験や、企業倫理・経済倫理の専門的な知識を有しており、取締役会等において、客観的な視点から経営全般に係る積極的な意見・提言をいただくとともに、経営を監督する役割を担っていただいております。引き続き同氏の経験等を当社経営の監督に活かしていただけると判断し、社外取締役としております。	取締役会19回開催 うち 19回出席
社外取締役	ジョージ・オルコット	グローバル経営における人材育成・コーポレートガバナンスの専門家であるとともに、金融機関における企業経営者としての豊富な経験や高い見識及び他の会社の社外取締役としての豊富な経験を有しており、取締役会等において、グローバルかつ客観的な視点から経営全般に係る積極的な意見をいただくとともに、経営を監督する役割を担っていただいております。引き続き同氏の経験等を当社経営の監督に活かしていただけるものと判断し、社外取締役としております。	取締役会16回開催 うち 16回出席
社外取締役	前田 幸一	公共性の高い企業における企業経営者としての豊富な経験や高い見識を有しており、取締役会等において、グローバルかつ客観的な視点から経営全般に係る積極的な意見をいただくとともに、経営を監督する役割を担っていただけるものと判断し、社外取締役としております。	-
社外取締役 監査等委員	佐藤 りえ子	弁護士としての豊富な経験や高度かつ専門的な知識及び他の会社の社外監査役としての豊富な経験を有しており、取締役会等において、客観的な視点から主に企業法務に係る積極的な意見をいただくとともに、経営を監督する役割を担っていただいております。引き続き同氏の経験等を当社経営の監督・監査に活かしていただけると判断し、監査等委員である社外取締役としております。	取締役会16回開催 うち 16回出席
社外取締役 監査等委員	朱 殷卿	金融機関における企業経営者としての豊富な経験や高い見識を有しており、取締役会等において、グローバルかつ客観的な視点から経営全般に係る積極的な意見をいただくとともに、経営を監督する役割を担っていただいております。引き続き同氏の経験等を当社経営の監督・監査に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役としております。	取締役会16回開催 うち 16回出席
社外取締役 監査等委員	増田 宏一	公認会計士としての豊富な経験や高度かつ専門的な知識及び他の会社の社外取締役（監査委員・監査等委員）・社外監査役としての豊富な経験を有しており、取締役会等において、客観的な視点から主に財務に係る積極的な意見をいただくとともに、経営を監督・監査する役割を担っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役としております。	-

役員報酬について

基本方針

当社の役員報酬の決定にあたっては、次の事項を基本方針としています。

- 役員報酬に対する「透明性」「公正性」「客観性」を確保する
- 業績連動報酬の導入により、業績向上に対するインセンティブを強化する
- 経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度に連動した報酬により、株主とリターンを共有することでアカウンタビリティを果たす
- 個別の報酬等の額を決定する場合には、業種を考慮し、適切な比較対象となる他社の報酬等の水準を参照しつつ、報酬等の額の適正性を判断する。この場合、当社における他の役職員の報酬等および当社が属する企業集団内における他の会社の役職員の報酬等の水準等も考慮する

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の役員報酬について、定額報酬、会社業績報酬、部門業績報酬および株式報酬型ストックオプション（新株予約権）で構成しています。社外取締役（監査等委員である取締役を除く）については、定額報酬で構成しています。これらの報酬の水準は、第三者による国内企業経営者の報酬等に関する調査等を活用し、設定することとしています。なお、本方針は、報酬諮問委員会に諮問の上、取締役会において決定しています。監査等委員の報酬については定額報酬で構成しており、報酬の水準は第三者による国内企業経営者の報酬等に関する調査等を活用し、設定することとしています。

役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の数

※ 2015年度における第一生命保険株式会社（現第一生命ホールディングス）の報酬総額および役員の数

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）					対象となる役員の数
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	その他	
取締役 （社外取締役を除く）	680	549	124	—	—	7	11
監査役 （社外監査役を除く）	69	69	—	—	—	0	2
社外役員	101	101	—	—	—	—	8

役員毎の連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

定款又は株主総会で定められた報酬等限度額

- 取締役 [年額] 840百万円
(うち、取締役の株式報酬型ストックオプション(新株予約権)に関する報酬等の額を年額200百万円以内とする。)
- 監査役 [年額] 168百万円

社外取締役の独立性基準

当社は、コーポレートガバナンス強化の一環として、当社の社外取締役について、当社が独立性を判断するための基準を定めております。なお、独立性確保の観点から、在任期間の上限を、監査等委員を除く社外取締役については8年、監査等委員である社外取締役については12年としています。

> 社外取締役の独立性基準 (89KB) 

情報開示

情報開示基本方針

当社は、社会、お客さま、株主・投資家の皆さまに対して第一生命グループの情報を適時・適切に開示し経営の透明性を高めることで、当社について正確に認識・判断いただくことが重要であると考えています。そこで、グループに対する信頼と適切な評価を得るため、情報開示基本方針を制定するとともに、不適切な事象が発生した場合の公表について社内規程を定めています。

1. 金融商品取引法等の法令および東京証券取引所の有価証券上場規程等の定めに従い情報開示を行います。
2. 上記に加え、社会、お客さま、株主・投資家の皆さまにとって重要と判断される情報について、適時・適切に情報開示を行います。
3. 社会、お客さま、株主・投資家の皆さまに対する公平な情報開示に努めます。

(注) 上記2に掲げる情報開示係基準などの細目については別途定め、適時適切に情報を開示します。

情報開示の方法

情報開示は、以下の方法で行います。

1. 金融商品取引法に基づく情報開示は、金融庁の提供する「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」(EDINET)を用いて行います。
2. 有価証券上場規程に基づく情報開示は、東京証券取引所の提供する「適時開示情報伝達システム」(TDnet)を用いて行います。
3. その他の情報開示については、ディスクロージャー誌、ニュースリリース、ホームページ等を用いて行います。

情報開示の充実

情報開示基本方針に則り、情報開示のさらなる充実を図っています。

> ニュースリリース

純投資目的以外の目的である投資株式

純投資目的以外の目的である投資株式 (2016年3月31日時点)

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式 (第一生命保険株式会社保有分)

銘柄数	8銘柄
貸借対照表計上額の合計額	2,154億円

特定投資株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表 計上額 (億円)
株式会社りそなホールディングス	125,241	514
株式会社みずほフィナンシャルグループ	255,691	452
損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社	5,734	186

みなし保有株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表 計上額 (億円)
損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社	4,492	143
株式会社みずほフィナンシャルグループ	69,208	116

内部統制

当社は内部統制に関する基本的な考え方や取組方針を「グループ内部統制基本方針」として制定しています。同方針は、当社が、第一生命グループの業務の健全性・適正の確保および企業価値の維持と創造を図るにあたっての、内部統制体制の整備および運営に関する基本的な事項について定めています。

グループ内部統制基本方針

1. グループにおける業務の適正を確保するための体制
2. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
3. リスク管理に関する体制
4. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制
6. 取締役、および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
7. 監査等委員会の職務の補助に関する体制
8. 内部監査の実効性を確保するための体制

> [グループ内部統制基本方針の詳細はこちら（85KB）](#) 

コンプライアンス（法令等遵守）

第一生命グループでは、法令・定款などを遵守し、社会的規範、市場ルールに従うことが事業活動を行ううえでの大前提であると認識しています。当社では、社会的責任および公共的使命を果たすため、グループの事業運営においてコンプライアンスを推進していく態勢整備を行っています。

方針・規程など

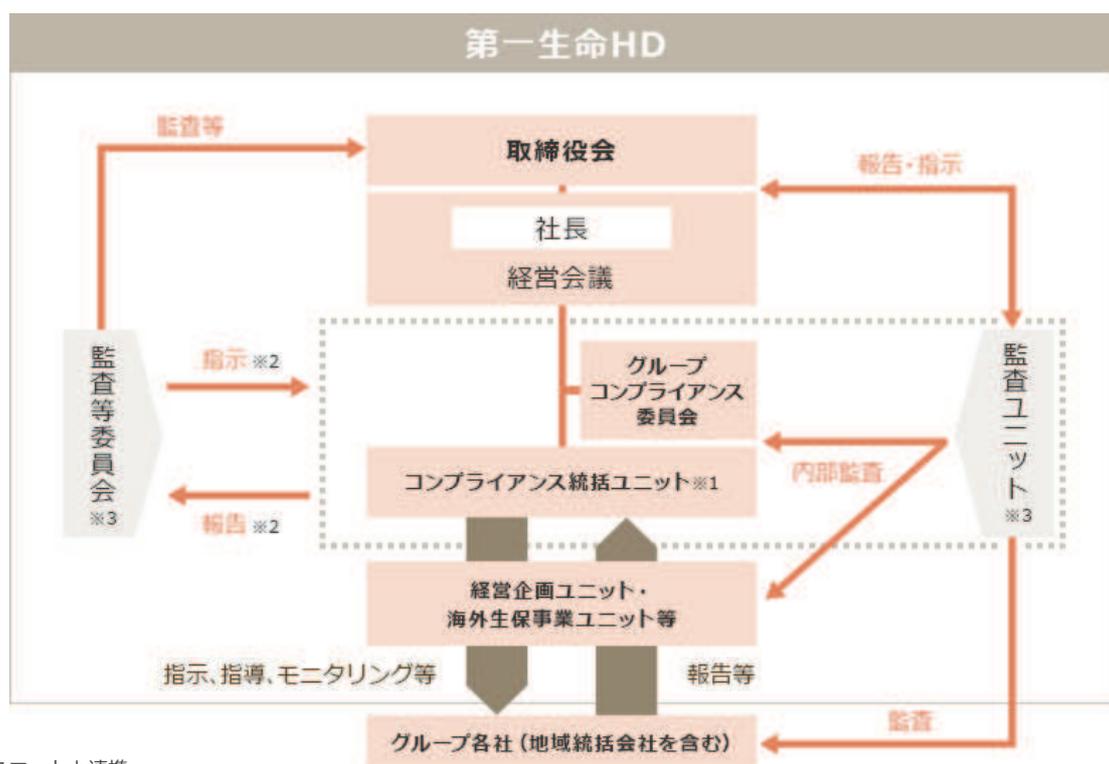
当社では、「グループ内部統制基本方針」のなかで、グループのコンプライアンスに関する体制の整備および運営に関する基本的な事項について定めています。この基本方針のもと、グループのコンプライアンス推進にあたっての基本的な考え方などの事項を「グループコンプライアンス基本方針」で、また、より具体的な承認・報告体制および管理方法を「グループコンプライアンス規程」でそれぞれ定めています。また、持続可能な社会づくりに貢献するため、お客さま、社会、株主・投資家の皆様、従業員からの期待に応え続けるための企業行動原則として「DSR憲章」を定めています。

組織体制

当社では、「コンプライアンス統括ユニット」を設置し、グループ各社の属性を踏まえたグループとしてのコンプライアンス体制の整備・強化に努めています。

グループコンプライアンス委員会を定期的に行き、グループ会社の状況をモニタリングするほか、各社からコンプライアンスに関する重要事項について報告を受け、経営会議や社長、取締役会に諮る体制を整備しています。また、グループ各社のコンプライアンス態勢の高度化へ向けて指導・支援を実施するなど、グループとして適切な対応を図っています。

グループに属する従業員がコンプライアンスに係る事項を直接報告・相談する体制として、公益通報者保護法に対応した相談窓口を第一生命ホールディングス（コンプライアンス統括ユニット内）および社外（社外弁護士）に設置しており、正当な報告・相談者が報告・相談したことを理由として不利益な取扱いを受けることのないよう、プライバシーを尊重した運営を徹底しています。



※1 必要に応じて他ユニットと連携

※2 点線枠は、監査等委員会の指示・報告対象を示す

※3 監査等委員会と監査ユニットは連携

コンプライアンスの推進

第一生命グループでは、グループ各社が年度毎の取組み課題に応じて「コンプライアンス・プログラム」等の年度計画を策定し、それをもとに各課題へ取組むと共に、適宜遂行状況を検証し課題の見直しを行うなど、PDCAを実践することによりコンプライアンスを推進しています。また法令・社内ルールに対する知識や、コンプライアンス意識の強化へ向けて、各社で教育・研修の充実を図っています。

リスク管理

第一生命グループでは、健全かつ適切な業務運営を確保し、保険契約上の責務を確実に履行するために、グループにおけるさまざまなリスクについての把握・評価と各リスクの特性に基づいた的確な対応を行うとともに、それらのリスクを統合的に管理することとしています。さらに、それらのリスク量と自己資本などの財務基盤をグループ全体で管理し、健全性向上に努めています。

また、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機や大規模災害が発生する事態に備え、管理体制を整備しています。

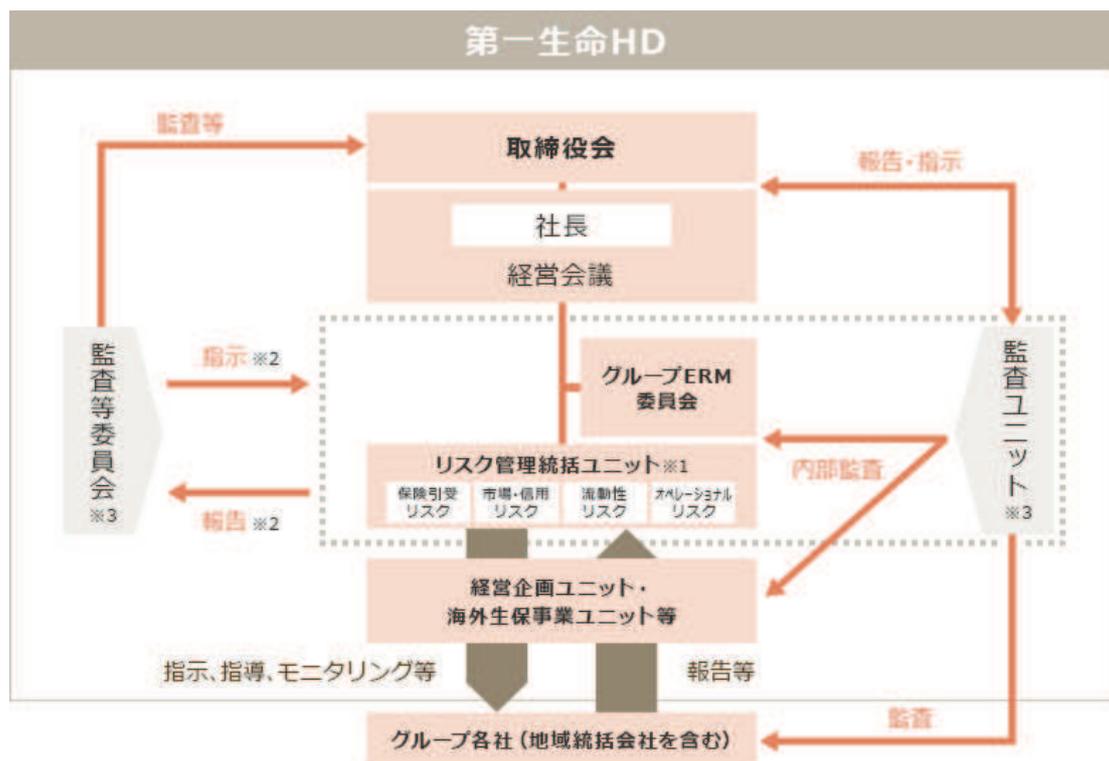
方針・規程など

当社では、まず「グループ内部統制基本方針」のなかで、グループリスク管理に関する体制の整備および運営に関する基本的な事項について定めています。この基本方針のもと、リスクごとの管理のプロセスなどグループリスク管理に関する基本的な事項を「グループリスク管理基本方針」で、また、より詳細な管理方法を含むグループリスク管理を行うにあたっての具体的な承認・報告体制および管理方法を「グループリスク管理規程」でそれぞれ定めています。

組織体制

グループの健全性および業務の適正性の確保に向け、グループリスク管理基本方針に基づき、リスク管理統括ユニットがグループリスク管理態勢の整備および運営を推進しています。さらに、グループ全体のリスク管理状況および健全性の状況については、リスク管理統括ユニットが中心となってモニタリング・コントロールを実施するとともに、グループリスク管理態勢の強化を推進しています。

また、グループERM委員会を設置、定期的開催し、リスク管理方針の策定とその遵守状況の確認、リスク管理態勢の高度化に向けた検討等を行う体制としています。こうしたリスク管理体制の有効性・適切性は監査ユニットが検証しています。さらに監査等委員会は、経営層をはじめとし、グループ全体のリスク管理全般を対象に監査を実施しています。



※1 必要に応じて他ユニットと連携

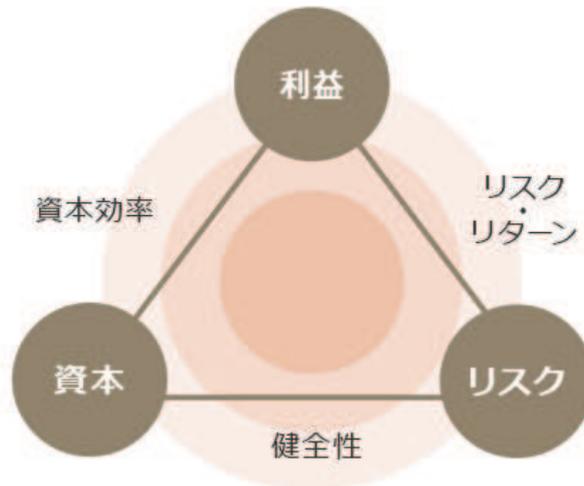
※2 点線枠は、監査等委員会の指示・報告対象を示す

※3 監査等委員会と監査ユニットは連携

ERMの推進

当社グループは、資本・リスク・利益の状況に応じた経営計画・資本政策などを策定し、事業活動を推進するエンタープライズ・リスク・マネジメント（ERM：Enterprise Risk Management）を推進しています。

ERMに関するリスク管理の取組みとして、経営計画や資本政策などを策定する際に、リスク管理統括ユニットがその妥当性を検証するほか、リスク許容度を設定・管理することなどにより、リスクの所在、種類および特性を踏まえて資本・リスク・利益を適切にコントロールするとともに、グループリスク管理の高度化を推進しています。



当社グループでは、経済価値ベース、会計ベースおよび規制ベースで、各種リスクを統合し自己資本などと対比することなどにより、健全性をコントロールしています。経済価値ベースのリスク管理では、生命保険会社の企業価値を表す指標のひとつであるエンベディッド・バリュー（Embedded Value：潜在的価値）と整合的なリスクの評価方法を採用しています。

また、モデルによるリスクの計量化ではとらえきれない事象を認識・把握する際は、金融市場の混乱や大規模災害などの過去の出来事や、将来見通しなどに基づき考えられる最悪の状況を想定したストレス・テストを実施しています。その上で、健全性に与える影響を分析し、結果を取締役会・経営会議などに報告するとともに、必要に応じて市場環境などの確認、モニタリングの強化、経営上あるいは財務上の対応を検討・実施します。

危機管理態勢

当社は、「グループ危機管理基本方針」を制定し、グループの危機管理の状況を一元的に把握・管理するとともに、平時の危機管理推進体制を構築し、危機の発生防止、想定危機に備えたリスク軽減のための事前準備等、危機管理にかかる諸対応を推進しています。

具体的には、グループ会社に対し危機発生のおそれがある事態の報告を求めるとともに、主体的に危機発生懸念の探知、グループ会社および各ユニットへの指示・注意喚起を行い、危機の回避に努めます。

また、危機発生時の連絡体制等、迅速な初動対応体制を整備し、危機発生時には迅速な初動対応および正確な情報収集を行い、危機の収束のための諸対応をグループ会社と連携して実施できる態勢としています。

グループ会社等における業務の適正の確保

当社は、当社のグループ会社の取締役会などによる意思決定および業務執行の監督についてモニタリングを行うことを基本とし、業務執行の状況などを確認しています。また、グループ会社の業務の適正を確保する観点から、必要な社規・ルールなどを整備するとともに、グループ会社に係る内部統制を担当する所管は、必要に応じて業務の状況を取締役会、経営会議、内部統制委員会などに報告しています。

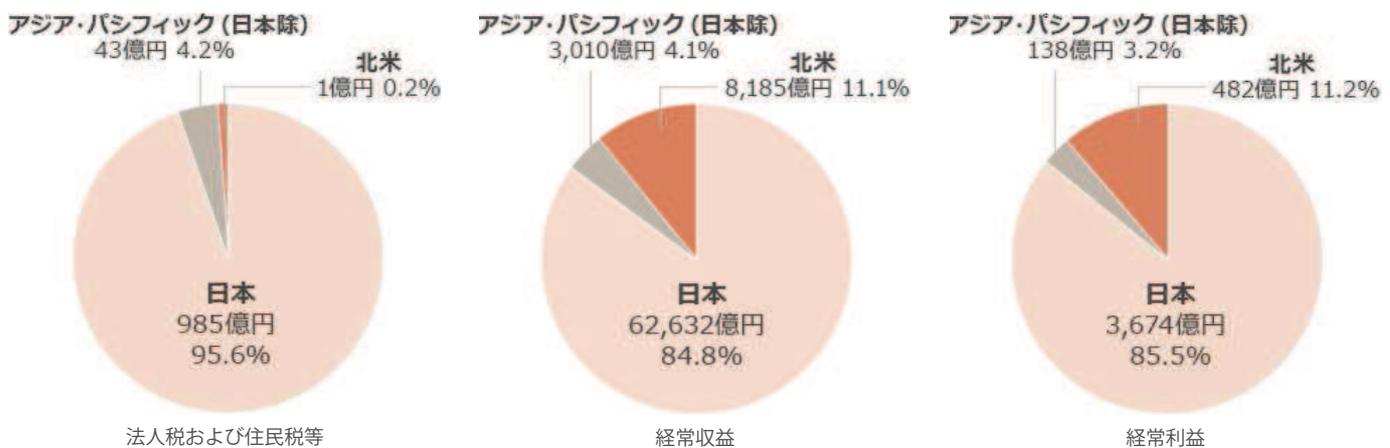
財務報告に係る内部統制

金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制を整備および運用しています。財務報告に関連する重要なプロセスや財務報告を作成する体制などの内部統制の有効性の評価を実施した結果、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した旨の「内部統制報告書」を作成し、有価証券報告書と併せて提出しています。また、内部統制報告書の適正性を確認するため、会計監査人による内部統制監査を受けています。第一生命グループは、財務報告にあたり、準拠すべき法令、企業会計原則、社規など一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、正確かつ適切に行うとともに、関連する税法に基づいた正確な納税に努めております。

今後も、財務報告に係る内部統制の有効性評価を通じて、財務報告の信頼性確保に向けた取組みを継続していきます。

第一生命グループの地域別の納税額、経常収益、経常利益（主要連結子会社の合算）

第一生命グループは、財務報告にあたり、準拠すべき法令、企業会計原則、社規など一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、正確かつ適切に行うとともに、関連する税法に基づいた正確な納税に努めております。



各社[※]の2015年度個別財務諸表で計上されている数値を合算

※ 第一生命、第一フロンティア生命、ネオファースト生命、プロテクトィブ、TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd、第一生命ベトナム、第一生命情報システムの7社

情報資産の保護

基本認識

第一生命グループでは、法令や社内規程などを遵守し、適切な情報資産保護管理を行うこと、サイバー攻撃や内部不正から情報資産を守ることが、株主さま等からの信頼を確保するための大前提であると認識しています。

情報資産保護に関する方針・規程など

当社では、「グループ内部統制基本方針」のなかで、グループの情報資産保護に関する体制の整備および運営に関する基本的な事項について定めています。この基本方針のもと、グループの情報資産保護にあたっての基本的な考え方などの事項を「グループ情報資産保護管理基本方針」で、また、より具体的な承認・報告体制および管理方法を「グループ情報資産保護管理規程」でそれぞれ定めています。さらに、巧妙化するサイバー攻撃に対しては「グループサイバーインシデント対応規程」を定めています。

情報資産保護に関する組織体制

当社では、情報資産保護の推進に関する重要事項は、グループコンプライアンス委員会で協議する体制としています。また、情報資産保護をグループ各社に推進する常設組織として、コンプライアンス統括ユニット内に情報資産保護推進グループを設置しています。情報資産保護推進グループは、グループ各社に対して業種・所持する情報の量・質などに応じ必要な指示・支援を行うとともに、各社における適正な情報資産保護管理の態勢整備・推進を図っています。

これらの体制が有効に機能しているかについて監査ユニットが定期的に内部監査を行い、その結果は取締役会・経営会議に報告されています。

情報資産保護管理の推進

当グループでは、各国の法令等に基づき、個人情報等の漏えい、滅失または毀損の防止が図られるように必要かつ適切な各種安全管理措置を講じるなど、情報資産保護管理態勢を整備しています。

個人情報の開示等請求の取扱い

株主さま等からご自身の個人情報の開示などのご依頼があった場合は、請求者がご本人または正当な代理人であることを確認したうえで、迅速かつ適切に対応します。

なお、個人情報保護法に基づく開示などの請求については、当社およびグループ各社のホームページなどでもご案内しています。

お申出などへの対応

個人情報の取扱いに関してお申出などをいただいた場合は、迅速かつ適切に対応します。

反社会的勢力への対応

基本認識

第一生命グループでは、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展と企業活動を妨げる反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体で対応することとし、すべての取引において一切の関係遮断・被害防止に努めています。

反社会的勢力への対応に関する方針・規程など

「グループ内部統制基本方針」に基づく「グループ反社会的勢力対応基本方針」において、反社会的勢力との関係遮断・被害防止に関する基本的な考え方や取組方針について規定するとともに、「グループ反社会的勢力対応規程」を制定しグループ一体となった反社会的勢力排除態勢の強化を図っています。

反社会的勢力への対応体制

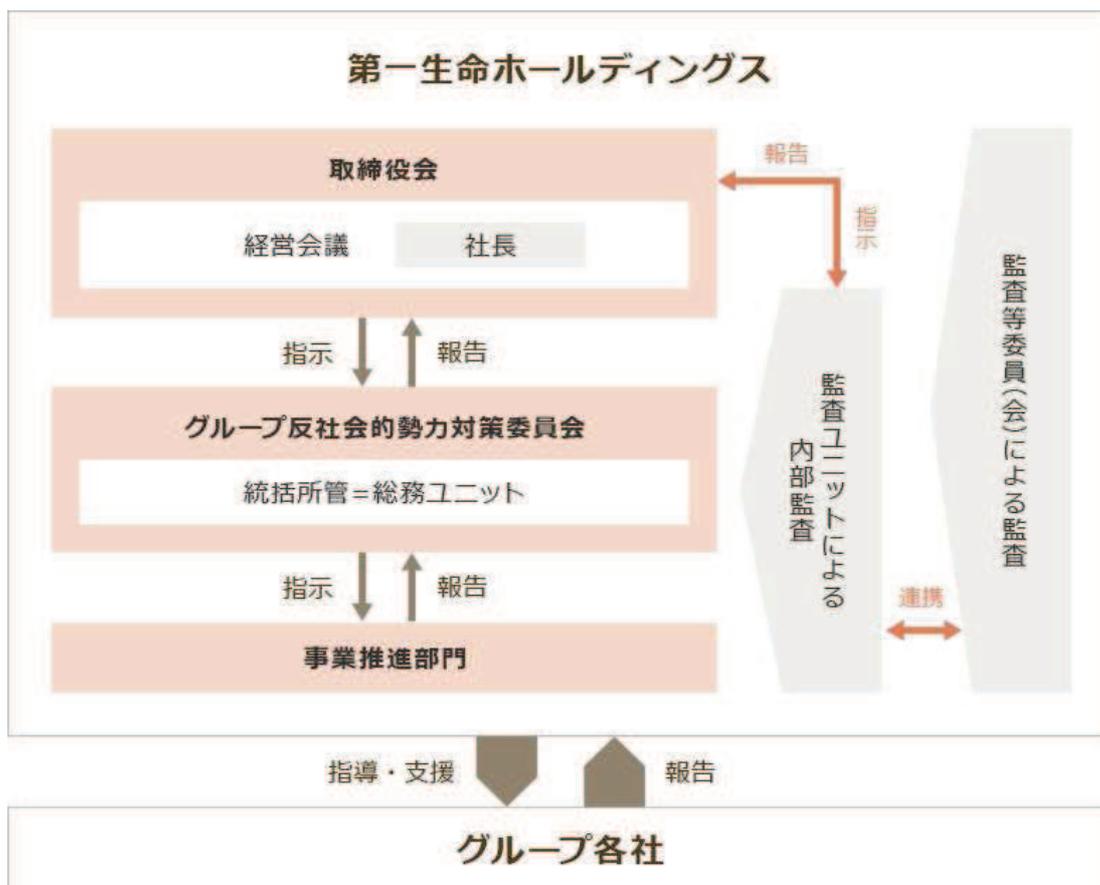
当社では「総務ユニット」を統括所管として、日常の事業運営において、グループ各社の属性を踏まえた関係遮断・被害防止態勢の整備・強化を推進し、必要に応じて指導・支援を実施するなど、グループとして適切な対応を図っています。

「グループ反社会的勢力対策委員会」を定期的に開催し、グループ会社の状況をモニタリングするほか、グループ各社から反社会的勢力排除に向けた取組み事項について報告を受けるなど、グループ横断的に対応を行っています。

反社会的勢力との取引が判明した場合には、適時・適切に取締役などへ報告のうえ速やかに関係遮断を図る態勢を構築するとともに、反社会的勢力との関係遮断の対応状況などについて定期的に取り締り会などに報告するなど、経営層が適切に関与する態勢としています。

また、平素より、反社会的勢力との関係遮断・被害防止のため、所轄警察署、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関との緊密な連携体制の構築にも努めています。

反社会的勢力との関係遮断・被害防止に関する組織体制



内部監査

当社では、グループの健全かつ適切な業務運営を確保するために、内部監査により内部統制などの適切性、有効性を検証することとしています。有効な内部監査を実施するために、内部監査部門の独立性の確保など必要な態勢の整備および運営を行うこととしています。

方針・規程など

当社では、「グループ内部統制基本方針」および「グループ内部監査基本方針」の中で内部監査に関する基本的な考え方や方針について定めています。「グループ内部監査基本方針」に基づき、内部監査の基本的事項を明らかにし、グループの内部監査に係わる全ての活動を円滑かつ効果的に推進するために「グループ内部監査規程」を制定しています。

組織体制

当社では、被監査組織に対し牽制機能が働く独立した組織として監査ユニットを設置し、グループ会社の内部統制態勢の整備および運用状況などの適切性・有効性を検証し、問題点の発見・指摘に加え、内部管理などについての評価および改善に関する提言などを行うとともに、内部監査結果を取締役会・経営会議などへ報告しています。

監査等委員会への報告など

当社は、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設置しています。監査ユニットは、監査等委員会の方針、計画、監査の視点を踏まえた内部監査を実施するとともに、内部監査計画や内部監査結果などについて監査等委員会に報告しています。

人権の尊重

基本的な考え方

第一生命グループは、全従業員が大切にしている価値観として第一生命グループ企業行動原則（DSR憲章）を定め、その中の項目として人権尊重に取り組むことを宣言しております。

このような中、2014年5月に国連が提唱する持続可能な成長を実現するための国連と企業の協力の枠組みである「国連グローバル・コンパクト」に参加しました。これまで以上に人権に対して正しい理解と認識を持ち、あらゆる場において常に相手を思いやる心を持って行動できる従業員の育成に努めます。

また、人権尊重は企業の経営基盤であり、人間の幸せを追求した「人権尊重」という価値観に根ざした企業となることを目指します。

第一生命は、1986年に「第一生命の人権宣言（人権宣言3本の柱）」を制定しました。また、従業員の「行動規範」に人権に関わる内容を記載し、従業員の人権意識の向上に努めています。

第一生命の人権宣言3本の柱

1. 第一生命は基本的人権を尊重し、法の下に自由と平等と相互扶助の心の育成に努めます。
2. 第一生命は企業人である前に立派な社会人である従業員の創造に努めます。
3. 第一生命は企業の社会的責任を正しく理解し行動できる人材の教育に努めます。

第一生命の行動規範（抜粋）

- 人権問題全般について正しい理解と認識を深め、基本的人権を尊重して日常業務を遂行する。
- 性別、年齢、国籍、人種、民族、宗教、社会的地位、障がい、性的指向・性自認等を理由として差別しない。
- セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントは行わない。また、他人のこれらの行為を見逃さない。

第一生命の行動規範について、詳しくは[こちら \(156KB\)](#)  をご覧ください。

具体的な取組み

社内への取組み

第一生命は、人権尊重は企業の経営基盤であるという考えのもと、人権啓発に取り組んでいます。

企業を支えるのは人財であり、その従業員一人ひとりが人権問題を正しく理解し認識を深めて、日常の活動につなげていくためには、従業員に対する人権啓発の取組みを地道に繰返し実施していくことが重要です。

さまざまな人権問題がありますが、具体的には「同和問題」「ノーマライゼーションの推進」「ハラスメント防止」「LGBTへの理解促進」を中心として、全従業員対象の所属別研修をはじめ、人権啓発委員研修、新入従業員研修等、できるだけ多くの場面で人権啓発に取り組んでいます。2015年度は、初めて全従業員対象にLGBTへの理解を促進する研修を実施しました。また、2016年度には従業員向けの「LGBT相談窓口」を設置し、働くうえでの不安や悩みを相談できる体制を整えました。こうした従業員一人ひとりがいきいきと活躍するためのサポートは、従業員の多様な価値観を尊重することにも繋がっていると考えています。

従業員への人権啓発を通じて、「人権尊重」という価値観をしっかりと企業行動に組み込むことで、生産性を高め、持続的に成長する企業を目指します。

> [人権の啓発](#)

社外への取組み

お客さまへの取組み

第一生命は、「人権尊重」という価値観を大切に、多様なお客さまに対して様々な取組みを行なっています。詳しくは第一生命HPをご覧ください。

> [LGBTフレンドリー](#)

社外での活動

第一生命は、「東京人権啓発企業連絡会」に加盟するとともに、行政・諸団体が開催する研修会などに積極的に参加し、社内の人権啓発の取組みに役立てています。